

議案第六八号

三朝町税条例(昭和三十一年条例第三三三号)の一部を
次のように改正するものとする

昭和三十一年九月二十九日

三朝町長 坂出 雅 二



昭和三十一年九月廿九日

議決

原案可決

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉



市町村税條例(準則)の一部を改正する條例(準則)

市町村民税條例(準則) (昭和 年條例第 号)の一部を次のように改正する。

第十五條の次に次の一條を加える。

(納入又は納入の委託)

第十五條の二 納税者又は特別徴収義務者がその未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託するため、市(町、村)長が定める有價証券を徴税吏員に提供した場合においては、徴税吏員は、当該証券により最近において取立が確實と思われるときに限り、その取り立てることができる金額をもつて当該納付し、又は納入することの委託を受けるものとする。この場合において、取立のため費用を要するものにあつては、納税者又は特別徴収義務者は、当該費用に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

第十七條中「金額は、当該徴収金の通納又は誤納であることが納税者又は特別徴収義務者の責に歸すべき事由に因るとき、又はその額」を「金額が」に改める。

第十九條中「四銭」を「三銭」に改める。

第二十七條を次のように改める。

(市町村民税の申告)

第二十七條 市町村長は所得税法の規定による確定申告書を提出する義務を有しない者その他これに類する者で市町村民税の賦課徴収について必要があると認めるもの限り、第十二号様式による市町村民税申告書の提出を求めることができる。

第二十八條中「前條の規定による申告をした後に、又は同條の申告期限までに申告をしなかつた場合においてははその申告期限後に、」を削る。

第二十九條第一項を次のように改める。

市町村民税の納税義務者のうち第二十七條の規定によつて申告書の提出を求められたもの及び前條の規定によつて申告すべきものが正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

第三十條を次のように改める。

第三十條 削除

第三十一條に次の一項を加える。

2 前項第二号の年額~~の~~の額は、~~その~~の月に法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間中において事務所又は事業所を有していた月数に乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、曆に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

第三十二條の見出し中「均等割」を「個人の均等額」に改める。

第三十三條第二項中「同年において適用された」を「適用されるべき」に改める。

第三十五條第三号中「所得税法第二十六條第二項本文の規定によつて同條第一項に規定する」を「所得税法第二十六條第一項ただし書の規定によつて」に改める。

第三十七條の見出し中「市（町・村）民税」を「個人の市（町・村）民税」に改め、同條中「市（町・村）民税（法人税割を除く。）」を「個人の市（町・村）民税」に改める。

第三十八條の見出し中「市（町・村）民税」を「個人の市（町・村）民税」に改め、同條第一項中「市（町・村）民税」を「個人の市（町・村）民税」に改め、「又は第四十八條の規定によつて申告納付の方法による場合」を削る。

第三十九條から第四十二條まで中「市（町・村）民税」を「個人の市（町・村）民税」に改める。

第四十三條の見出し及び同條第一項中「市（町・村）民税」を「個人の市（町・村）民税」に改め、同條第二項中「四銭」を「三銭」に改める。

第四十四條を次のように改める。

(個人の市(町・村)民税の特別徴収)

第四十四條 個人の市(町・村)民税の納税義務者が当該年度の初日の属する前年中において給與の支拂を受けた者であり、かつ、同日において所得税法第三十八條第一項の規定により給與の支拂を受ける際所得税を徴収されるものである場合において、前項の納税義務者の前年中の給與所得に係る所得割額及び均等割額を合算して特別徴収の方法によつて徴収する。前項の納税義務者の前年中の所得に係る特別徴収の方法によつて徴収するべき給與所得以外の所得に係る所得割額を合算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、当該納税義務者が六月三十日までの間に所得額及び均等割額の合算額を加算して特別徴収の方法によつて徴収するべき給與所得以外の所得に係る所得割額を合算して特別徴収の方法によつて徴収する。前項本文の規定によつて給與所得者の給與所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することになつた後において、当該給與所得者について給與所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収するときは、一部を普通徴収の方法によつて徴収することとされた旨の申出があつた場合でその事情が止むを得ないとするときは、市町村長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給與所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収してない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

第四十五條第一項中「市(町・村)民税」を「個人の市(町・村)民税」に改める。

第四十七條中「市(町・村)民税」を「個人の市(町・村)民税」に改める。

第四十八條の見出し中「法人税制」を「法人等の市町村民税」に改め、同條第一項中「法人税制を申告納付する義務がある法人は、法第三百二十一條の八の規定によつて同條各項の申告書」を「市町村民税を申告納付する義務がある法人等は、法第三百二十一條の八第一項から第四項まで及び第六項の申告書を」に改め、同條第二項中「法第三百二十一條の八第一項又は第二項」の下に「及び第六項」を加え、「法第三百二十一條の八第一項又は第二項」を「法第三百二十一條の八第一項若しくは第二項又は第六項」に、「四銭」を「三銭」に改める。

第四十九條及び第五十條中「法人税制」を「法人等の市町村民税」に改める。

第六十一條を次のように改める。

第六十三條中「五万四」を「十万四」に改める。

第七十三條第二項中「四錢」を「三錢」に改める。

第八十三條第一項ただし書中「その新たに取得された日の属する月の翌月の一日」を「その新たに取得され日」に改める。

第八十五條に次にただし書を加える。

ただし、第九十一條第一項の規定により自轉車又は荷車の所有者に標識を交付する場合においては証紙徴收の方法によつて徴收することができる。

第八十六條の次に次の一條を加える。

（自轉車荷車税の証紙徴收の手続）

第八十六條の二 自轉車荷車税の納税者は、第九十一條第一項の規定によりその所有に係る自轉車又は荷車の車体に取り付けらるべき標識の交付を受ける際、市（町・村）長の定める書類に第二十四号様式の二による証紙をばらなければならない。ただし、自轉車荷車税の納税者が証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、当該書類に第二十四号様式の三による納税済印を押すことによつて証紙に代えるものとする。

第八十七條第三号中「並びに鑑札番号」を「及び標識番号」に改める。

第九十一條の見出し中「鑑札」を「標識」に改め、同條第二項中「自轉車又は荷車の車体に鑑札の取付を受けなければならない。い。」を「遅滞なく、第二十四号様式の四による申請書を提出してその自轉車又は荷車の車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。」に改め、同條第三項中「鑑札」を「標識」に改め、同條第四項中「鑑札」を「標識」に改め、同項各号列記以外の部分中「取付」を「交付」に、「再取付」を「再交付」に改め、同條第五項中「鑑札」を「標識」に改め、同條第六項中「鑑札の取付」を「標識の交付」に改め、同條第一項を次のように改める。

自轉車又は荷車を所有するに至つた者は、遅滞なく、第二十四号様式の四による申請書を提出してその自轉車又は荷車の車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

第九十三條中「百十五分の十」を「百分の九」に改める。

附則第四項を次のように改める。

4 削除

様式中第十六号様式を次のように改める。

昭和 年度 市(町、村)民税、道(府、県)民税、特別徴収税額の通知書	
特別徴収義務者	住所 地 氏名又は名称
<p>地方税法第四十一条及び第三百二十一条の四第一項の規定によつて昭和 年度市(町、村)民税及び道府県民税の特別徴収税額を別紙のとおり通知します。</p> <p>なお、前述の納税者への通知書を交付した後、納税者が通知書の特別徴収税額債の給与所得以外の所得欄の税額の全部又は一部を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨を申し出る場合においては、その旨を遅くとも六月三十日までに申し出て下さい。</p> <p>昭和 年 月 日 市(町、村)長 氏 名</p>	

(別紙)

昭和 年度 市(町、村)民税、道(府、県)民税、納税義務者別特別徴収税額						
整理番号	納 税 義 務 者		特別徴収税額	月 割 額		備 考
	氏 名	住 所		第一月	第二月以降	

昭和 年度 市(町、村)民税、道(府、県)民税、特別徴収税額の通知書										整 理 番 号
税 目	特 別 徴 収 税 額					均等割額	計	月 割 額		
	課 税 標 準 額		税 率	税 額				第一月	第二月以降	
	給与所得	給与所得以外の所得		給与所得	給与所得以外の所得					
市(町、村)民税										
道(府、県)民税										
合 計										
<p>貴殿の特別徴収税額を上記のとおり、決定したので、地方税法第四十一条及び第三百十一条の四規定によつて通知します。なお、貴殿が上記の特別徴収税額のうち給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法によつて徴収されるより希望する場合には、その旨を遅くとも六月三十日までに、自ら又は特別徴収義務者を経て申し出て下さい。</p> <p>昭和 年 月 日 (納税者) 市(町、村)長 氏 名</p>										

六

第二十四号様式の次に次の様式を加える。
第二十四号様式の二(例)

自転車荷車税
納税証紙
円
〇〇県〇〇市(町村)

- (備考)
- 1 券面金額は「円」「円」「円」及び「円」の種とする。
 - 2 規格は縦センチメートル横センチメートル色は色とする。

第二十四号様式の三(例)



第二十四号様式の四

標識交付申請書

住所 氏名 (法人に於ては、その名称及び代表者の氏名)

このたび、左記のとおり自転車(荷車)を所有(使用)することになりましたので、標識を交付して下さい。市(町、村) 税条例第九十二条
第一項(第二項)の規定により申請いたします。

年 月 日
市(町、村)長

氏名 記

自転車又は荷車の種類	台数	取得年月日(使用開始年月日)

第二十五号様式及び第二十六号様式中「自転車鑑札」を「自転車標識」に、「荷車鑑札」を荷車標識に改める。

附 則

- 1 この條例（準則）は、公布の日から施行する。
- 2 この條例による改正後の市（町・村）税條例（以下「新條例」という。）の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、市町村民税のうち個人の市町村民税に関する部分は昭和三十一年度分から、法人の均等割に関する部分は昭和三十一年四月一日以後に事業年度の終了する法人の市町村民税から、法人税法第四條の法人及び法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるものの均等割に関する部分は昭和三十一年度分の法人等の市町村民税から、法人税割に関する部分は昭和三十年七月一日の属する事業年度以降の事業年度及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る分（清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る分を含む。）から、固定資産税に関する部分（新條例第六十一條第八項及び附則第四項に係る分を除く。）は昭和三十一年度分から、その他の部分は昭和三十年度分の地方税から適用する。
- 3 新條例第十七條の規定は、この條例の施行の日以後において課付し、又は充当すべき額について適用する。ただし、当該額で昭和三十年七月三十一日以前の期間に対応するものについては、なお、従前の例による。
- 4 昭和三十年度から昭和三十二年までの各年度において償却資産に対して課する固定資産税に限り、新條例第六十一條第八項中「法第三百四十九條の四」とあるのは「法第三百四十九條の四及び地方税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第一百十二号）附則第三十二項と読み替えるものとする。
- 5 新條例第九十三條の規定は、昭和三十一年三月一日以後小売人又は國內消費費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用するものとし、同月前に係る分については、なお、従前の例による。
- 6 新條例第十九條、第四十三條第二項、第四十八條第二項及び第七十三條第二項の規定は、地方税法の一部を改正する法律施行後に納付し、納入し、又は徴収する延滞金額又は延滞加算金額について適用する。ただし、当該延滞金額又は延滞加算金額で地方税法の一部を改正する法律の施行前の期間に対応するものについては、なお、従前の例によつる。
- 7 昭和二十九年年度分以前の市（町・村）税（市町村民税のうち個人の市町村民税）にあつては昭和三十年年度分以前の分、法人の均等割にあつては昭和三十年四月一日前に事業年度の終了する法人の市町村民、法人税法第四條の法人及び法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるものの均等割にあつては昭和三十年度分以前の法人等の市町村民税、法人税額にあつては昭和三十年七月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分及び同日前の解散又は合併による清算取得に対する法人税額に係る分、固定資産税（新條例第六十一條第八項及び附則第四項に係る分を除く。）にあつては昭和三十年度分以前の分については、なお、従前の例による。